

ファミリー・サポート・センター事業の 無償化の手続きについて

ファミリー・サポート・センター事業において、利用料が無償化の対象となるには、新たに「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

利用料については、一旦、提供会員にお支払い頂き、その後に、請求書に必要書類を添付して、市役所保育課にご提出ください。

申請等をされる方は、以下の内容をご確認の上、手続きをお願いいたします。



対象者

認定こども園(保育園部分)、保育所等を**利用できていない**子どもで、
「**保育の必要性の認定**」を受けた、(1)又は(2)に該当する子どもたち
認定には、就労等の要件(認可保育所の利用と同等)があります。

- (1) 3歳児から5歳児クラスまでの子どもたち
- (2) 0歳児から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたち



©2014 栃木市とち介

※ただし、2号認定又は3号認定を受けている子どもであって、認定こども園等認可保育施設に入所できず、認可外保育施設を利用している場合などは、**保育の必要性の認定**申請は不要です。



利用料の無償化の内容

- **3歳児から5歳児クラスまで**の子どもたち 月額 40,300 円まで
 - **0歳児から2歳児クラスまで**の**住民税非課税世帯**の子どもたち 月額 45,700 円まで
- を月額上限額として無償化の対象となります。

※認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業の利用料もそれぞれ合算して月額上限額内であれば、無償化の対象となります。



対象施設・事業

ファミリー・サポート・センター事業(預かりを含む場合のみ対象)

※認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業



実費負担

無償化の対象は**利用料(預かり)**です。

送迎費、給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。



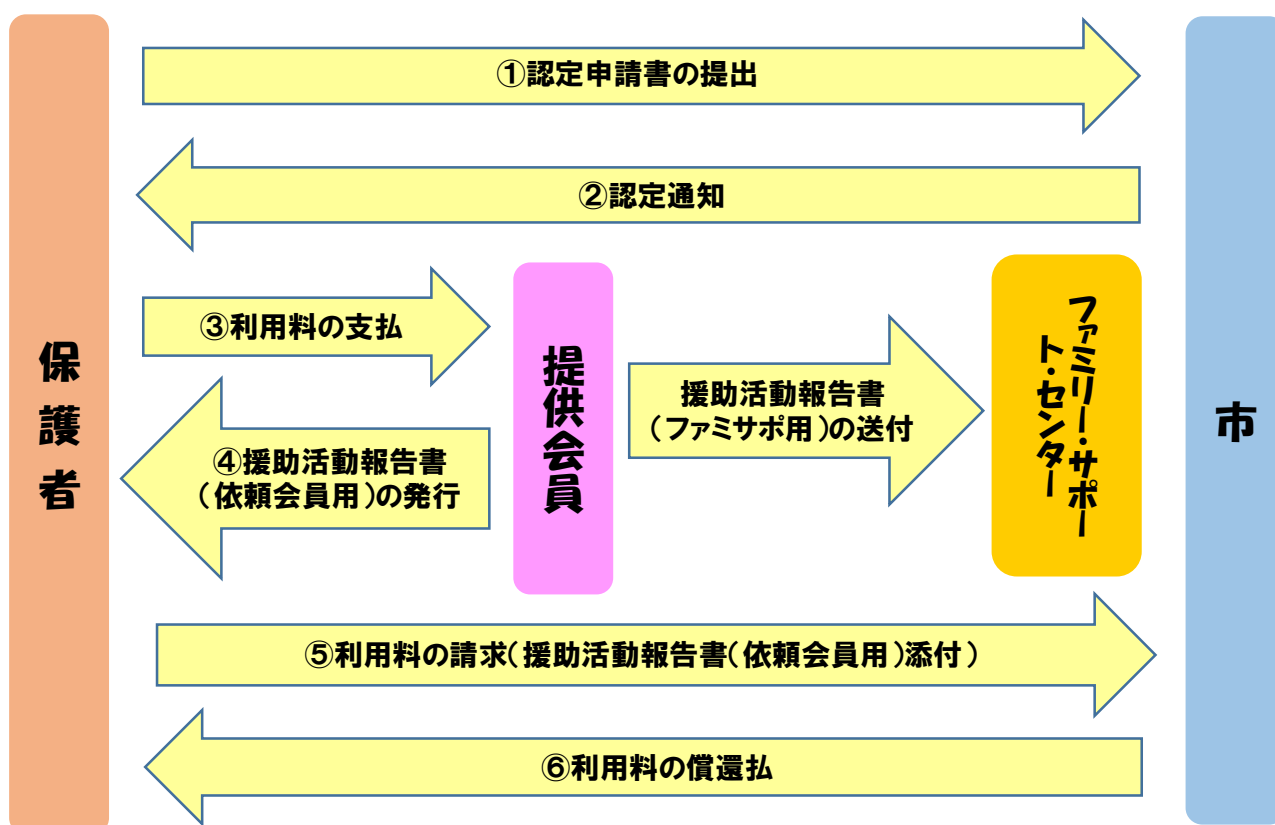
申請等手続きの流れ

ファミリー・サポート・センター事業の利用料が無償化の対象となるには、新たに「**保育の必要性の認定**」(施設等利用給付認定)を受ける必要があります。

保育の必要性の認定には、就労等の要件(認可保育所の利用と同等)があります。
次のとおり、申請・請求の手続きをお願いいたします。

- ①子育てのための施設等利用給付認定申請書(認定申請書)に保育の必要性を証明する書類(3ページ参照)を添えて市保育課に提出します。
- ④市において、申請内容を確認し、認定となった場合は、「子育てのための施設等利用給付決定通知書」(決定通知書)をお送りします。
- ⑤ファミリー・サポート・センター事業を利用し、一旦、利用料をお支払いいただきます。
- ⑥提供会員から「援助活動報告書(依頼会員用)」が発行されます。
- ⑦提供会員から発行された援助活動報告書(依頼会員用)を添付して、「子育てのための施設等利用費請求書」(請求書)により利用料を市に請求します。3か月分まとめて請求いただくこともできます。
このように利用料は、一旦、提供会員にお支払いいただく**償還払い**となります。
- ⑨市から請求書に記載された金融機関に振り込みます。

※申請書類は、ファミリー・サポート・センターや市役所保育課窓口又は市 HP からダウンロードできます。



保育を必要とする要件と証明する書類

申請書に記入した同居する家族のうち、65歳未満の大人の方全員分が必要です。

保育を必要とする要件	証明する書類
就 労 (保護者及び同居親族が 月64時間以上の就労を 常態としている場合)	会社勤めの方： 就労証明書 （勤務先が証明（社判押印）したもの。） 産休・育児休業中の方： 就労証明書 及び 復職証明書 自営業・農業・内職の方： 自営業就労申立書
妊娠、出産 (健康な状態の場合、 産前6週・産後8週)	新生児の母子手帳の写し・・・表紙と分娩予定日を記載したページ ※出産後に、児童の出生日を保育課までご連絡ください。
保護者の疾病、障がい	医師の診断書・・・保育が困難なことがわかるもの 障害者手帳、療育手帳等の写し・・・氏名と障がいの程度がわかるページ
同居家族の介護・看護	介護・看護状況等申告書 医師の診断書等・・・保育が困難なことがわかるもの 障害者手帳、療育手帳等の写し・・・氏名と障がい程度がわかるページ
災害復旧	罹災証明等
求職活動	申立書または、ハローワークカードの写し等 ・・・求職活動をしていることがわかるもの
就学、技能習得	学生証（在学証明書）の写し、受講の証明ができるもの カリキュラム（時間割）等受講状況のわかるもの(趣味や通信教育を除く)
上記以外	保育課へご相談ください。

※ 介護・看護状況等申告書、申立書等が必要な場合は、保育課までご連絡ください。



栃木市 こども未来部 子育て総務課 0282-21-2221
保育課 0282-21-2231、2232